

**奈良県告示第二百三十一号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域として平成二十七年三月奈良県告示第四百六十九号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

平成二十八年九月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

区 域 の 名 称	区 域	縦 観 场 所
吉野町色生（○一七）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課
吉野町河原屋（○〇三）急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課
吉野町喜佐谷（○〇一）急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課
吉野町小名（○〇五）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課
吉野町立野（○〇四）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課

吉野町丹治（○〇四）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場暮らし環境整備課
吉野町千股（○〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場暮らし環境整備課
吉野町西谷（○〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場暮らし環境整備課
吉野町六田（○〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場暮らし環境整備課
吉野町柳（○一二三）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場暮らし環境整備課
吉野町柳（○一二四）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場暮らし環境整備課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。